

空自第1補給処におけるオフィス家具等の事務用品談合事案について

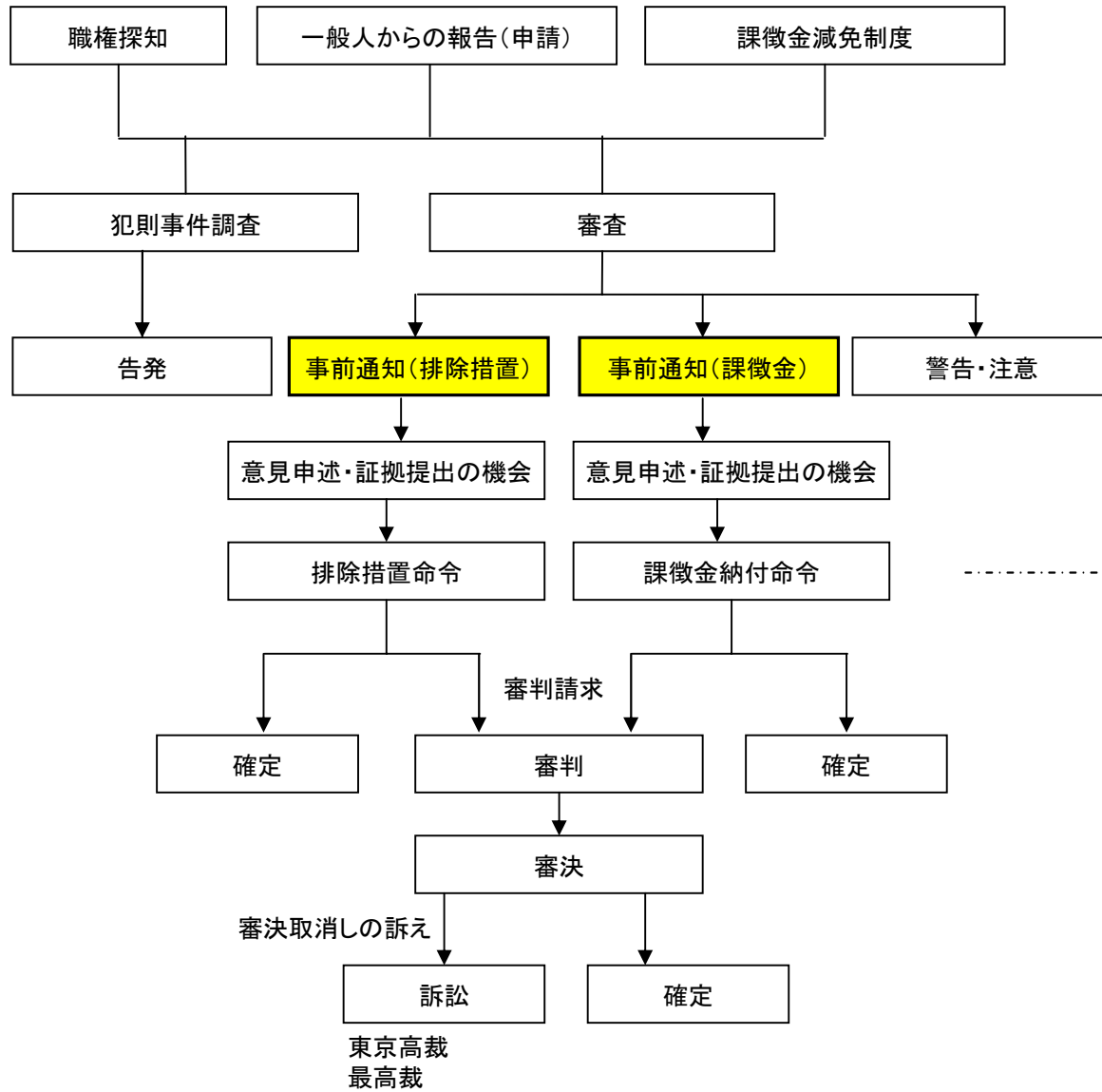
1 航空自衛隊第1補給処

- 航空自衛隊に属する第1から第4まである補給処の一つであり、本処は木更津に所在し、東京支処（十条）と立川支処（立川）がある。
- 第1補給処は、事務用家具、事務用品のほか、主として一般市販品（防衛専用品でないもの）の調達を実施

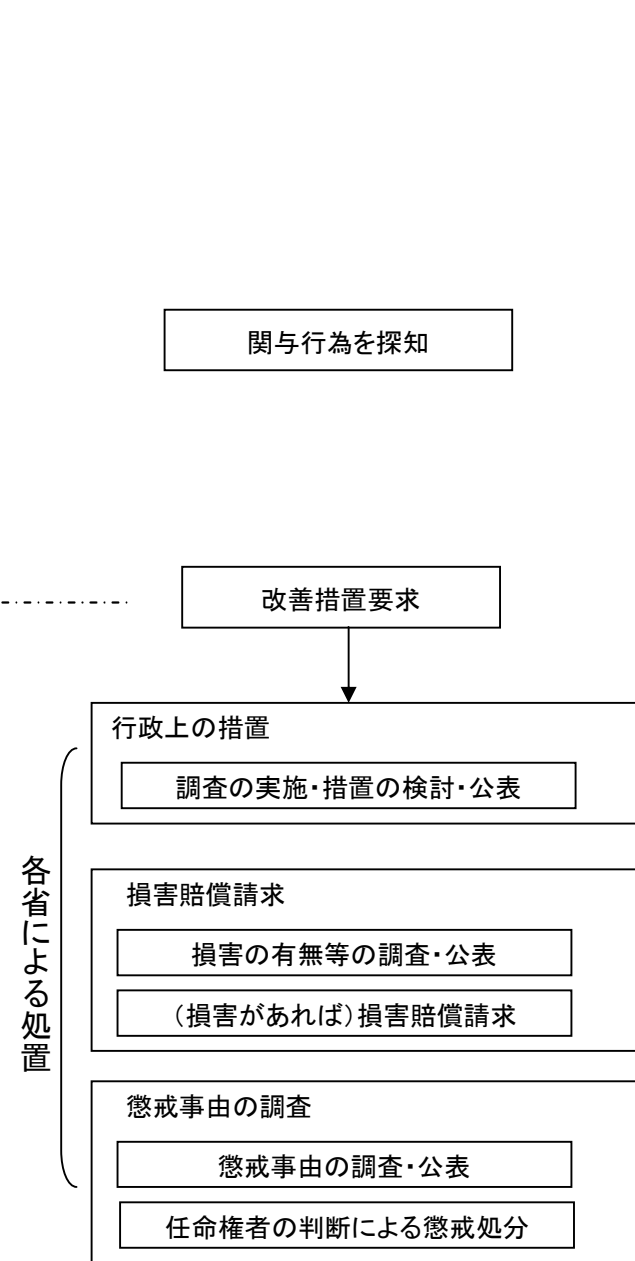
2 本件事案判明の経緯等

- 防衛監察本部による平成20年度防衛監察において、空自第1補給処によるオフィス家具等の事務用品の調達（平成17～19年度の契約220件、約57億円）において不自然な入札状況（シェアの固定）が判明
- 平成21年5月、談合情報対応マニュアルに基づき、防衛省から公正取引委員会に通知（公正取引委員会に通知した契約）
 - ・ 契約年度 平成17年度から平成19年度
 - ・ 契約相手方 プラス(株)、(株)イトーキ、(株)ライオン事務器、(株)内田洋行、(株)文祥堂
 - ・ 契約件数及び金額 220件、約57億円
- 平成21年6月、公正取引委員会が、事業者、第1補給処及び同補給処東京支処に対し立入検査を実施。その後も継続して調査 防衛省としては、公正取引委員会の調査に全面的に協力
- 平成22年3月4日、公正取引委員会が、関係事業者に対し、独占禁止法上の排除措置命令及び課徴金納付命令に係る事前通知を実施
- 平成22年3月4日、防衛大臣から、楠田政務官を長とし、公正性・厳正性を確保する観点から第三者の参画も得て、事案の調査及び必要な措置の検討を行うよう指示
- 平成22年3月8日、第1回「航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品談合事案調査・検討委員会」を開催

独占禁止法違反事件処理の流れ



入札談合等関与行為防止法処理の流れ



航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品談合事案調査・検討委員会の設置について

大臣指示(22.3.4)

航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の事務用品談合事案に関し、楠田政務官を長として、関係部局の長を委員とするほか、調査の公正性・厳正性、検討の専門性を確保するため、法曹関係者等の学識経験者を参画させ、事案の調査及び必要な措置を検討せよ。

調査・検討委員会設置(22.3.5)

本件事案について調査し、必要な措置を検討するため、委員会を設置

委員会体制

委員長：楠田防衛大臣政務官

副委員長：事務次官

有識者委員

- ・防衛調達審議会会長
- ・防衛人事審議会会長

委員

- ・官房長
- ・人事教育局長
- ・経理装備局長
- ・審議官(総合取得改革担当)
- ・統合幕僚長
- ・陸上幕僚長
- ・海上幕僚長
- ・航空幕僚長
- ・防衛監察監

第1回会議(22.3.8)における政務官指示

公正取引委員会からの改善措置要求を待つまでもなく、早急に調査を進め、その調査結果を踏まえたある程度の改善策については夏までにというスケジュール感を持ち、更に防衛省改革の中でも議論するという3段階で進める。